

令和 6 年度第 1 回川崎市社会教育委員会 定例会

日 時 令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)
1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 1 5
場 所 中原市民館 多目的ホール

次 第

- 1 開会 (18 : 30 ~ 18 : 45)
 - (1) 委嘱状伝達
 - (2) 委員紹介
- 2 議長・副議長の選出 (18 : 45 ~ 18 : 50)
- 3 報告事項
 - (1) 社会教育委員の職務及び今期会議の進め方等について **【資料 1 - 1】**
(18 : 50 ~ 19 : 35) **【資料 1 - 2】**
 - (2) 川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画 (案) について **【資料 2】**
(19 : 35 ~ 19 : 55)
- 4 協議事項
 - (1) 各種委員の選出 (19 : 55 ~ 20 : 05) **【資料 3】**
- 5 その他 (20 : 05 ~ 20 : 10)
- 6 閉会 (20 : 10 ~ 20 : 15)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

社会教育法で位置づけられた社会教育委員の職務

1 社会教育委員の設置について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

※川崎市社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

※川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（川崎市においては）

川崎市社会教育委員の身分は、「非常勤（地方公務員）の特別職」となります。

また、川崎市社会教育委員会議は、川崎市の審議会として、個人情報に関わる事項を除き、原則として公開となります。

2 社会教育委員の職務について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- （1）社会教育に関する諸計画を立案すること。
- （2）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- （3）前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（川崎市においては）

「地域女性連絡協議会」、「青少年育成連盟」、「総合文化団体連絡会」、「PTA連絡協議会」などの社会教育関係団体に補助金を出していますので、次年度の予算が固まった時点（例年2月または3月）で意見を伺っています。

	令和6(2024)年度【1年目】										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会教育委員会議の 議題・協議事項等		第1回定例会 (6/25)	第2回定例会	第3回定例会		第4回定例会	第5回定例会	第6回定例会		第7回定例会	第8回定例会
		委嘱状伝達 委員紹介 議長・副議長選出 今期の会議の進め方 について	①次期「かわさき教育プラン」策定に向けて プランの説明意見聴取 (教育委員会の方向性) 本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための計画「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」は、令和7(2025)年度でその計画期間を終えます。今後、令和8年度から新たにはじまる「かわさき教育プラン」を策定します。 (社会教育委員会議の進め方) 「かわさき教育プランの概要」「国・他都市の動き」等について所管課より説明します。社会教育委員からは、次期「かわさき教育プラン」の基本理念及び基本目標の検討に向けて、家庭・地域の視点から、意見をいただきます。			教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書 (令和5年度版)	②家庭教育支援の取組について 説明意見聴取 (教育委員会の方向性) 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な課題が生じていることから、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど「家庭教育支援の充実」を図る取組を進めています。 (社会教育委員会議の進め方) 家庭教育支援の充実を一層図るため、これまでの取組に加えて、学びの機会を提供するための効果的な方法、学びの機会を提供していく上で、どのような視点が大切になるか、社会教育関係団体や地域との連携を重点に、取組の充実について委員の皆様から御意見をいただきます。			市民自主学級・市民自主企画事業の実施について 令和7年度川崎市生涯学習推進活動方針(案)について	かわさき教育プラン進捗報告 社会教育関係団体への補助金交付について 令和7年度川崎市生涯学習推進活動方針(案)について 社会教育委員会議の活動報告について
	③市民館・図書館の指定管理者制度導入について 条例改正(多摩・麻生) 条例新設(川崎市民館・労働会館)の報告 指定管理者の決定に関する報告(中原・高津) 指定管理者募集開始に向けた報告(川崎市民館・労働会館) 導入前の状況報告(中原・高津)										
	(教育委員会の方向性及び社会教育委員会議の進め方) 令和7年度から順次、市民館・図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、前期からの継続案件として、適宜社会教育委員会議に報告し、意見をいただきます。										
	専門部会報告										

議事内容 報告事項・協議事項		第1回 【開会】 ・委嘱状伝達 ・委員紹介 ・議長・副議長選出 【報告】 ・社会教育委員会議の職務及び今期の会議の進め方等について ・川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画(案)について 【協議】 ・各種委員の選出	第2回 【報告】 ・専門部会報告 ・条例改正の報告(教文・多摩・麻生) ・指定管理予定者の決定に関する報告(中原・高津) 【協議】 ・次期「かわさき教育プラン」について①	第3回 【報告】 ・専門部会報告 ・平和教育映像教材等連絡調整会議への委員の派遣について 【協議】 ・次期「かわさき教育プラン」について②		第4回 【報告】 ・専門部会報告 ・指定管理者の決定に関する報告(中原・高津) ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(令和5年度版)	第5回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・家庭教育支援の取組について①	第6回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・家庭教育支援の取組について②		第7回 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・令和7年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について ・令和7年度川崎市生涯学習推進活動方針(案)について	第8回 【報告】 ・専門部会報告 ・指定都市社会教育委員連絡協議会の協議について 【協議】 ・令和7年度社会教育関係団体への補助金交付について ・令和7年尾川崎市生涯学習推進活動方針(案)について ・令和6年度社会教育委員会議の活動報告について
連絡協議会等	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会(5/13)	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会(6/10)	指定都市社会教育委員連絡協議会(7/5)		神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会(9/2)	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会(10/7) 第66回全国社会教育研究大会・第55回関東甲信越静社会教育研究大会(茨城大会)(10/23~25)	神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(11/2)			地区研究会(2/4)	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会(3/18)

第1章 目的

川崎市幸市民館（以下「幸市民館」という。）・川崎市立幸図書館（以下「幸図書館」という。）は、複合施設として昭和55（1980）年に開館し、「幸文化センター」の総称で親しまれており、築44年となります。築年数の経過に伴い配管の劣化によるトイレの臭気や設備の不具合等が発生し、市民の利用に支障を来す状況が見られることから、劣化した配管や老朽化した設備等の改修を行う必要があります。

また、東日本大震災等で大規模空間の天井脱落が多数生じたことを受け、平成26（2014）年4月に特定天井の基準の新設を定めた改正建築基準法施行令が施行されたことにより、大ホールは、現行の法令基準に合わない既存不適格となっているため、「川崎市公共建築物特定天井対応方針」に基づき特定天井対策を行う必要があります。

併せて、照明のLED化やバリアフリー対策などの整備を進めていく必要があります。

本計画は、これらの課題等を踏まえ、より市民に親しまれる施設とするため、改修に向けた基本的な事項を整理するものです。

第2章 幸市民館・幸図書館の概要

1 施設の概要

名称	川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館
竣工	昭和55（1980）年（築44年）
所在地	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2
敷地面積	6,397.38㎡
延床面積	6,092.74㎡
主要構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階地下1階建
その他	・幸区役所及び幸スポーツセンターと併せて、建築基準法第86条第2項の一団地認定※を取得しています。 ※建築基準法の原則である敷地一建築物の例外として、複数の敷地を一の敷地とみなして一又は二以上の建築物を建築することを認めるものです。 ・平成21（2009）年度に耐震補強工事が完了しています。

フロア構成

階数	諸室等
2階	第1～4会議室、和室、実習室、料理室、児童室、体育室、音楽室、談話コーナー、事務室
1階	大ホール、大会議室、市民ギャラリー、図書館※
地下1階	機械室

※蔵書数 148,166冊（令和4（2022）年度時点）

利用時間・休館日

項目	幸市民館	幸図書館
利用時間	午前9時～午後9時	平日 午前9時30分～午後7時 土日休日 午前9時30分～午後5時
休館日	第3月曜日（休日の場合は翌日） 年末年始	第3月曜日（休日の場合は翌日） 年末年始及び図書整理期間

2 実施事業

(1) 幸市民館

大ホールや会議室等の施設・設備の貸出のほか、地域特性や社会課題を捉えた学級・講座、イベントの実施、自主学習グループやボランティアグループ等の育成及び活動支援、学習相談など、市民の自主的な学習・文化活動を支援しています。また、区役所と連携し、地域課題の解決に向けて、地域活動の担い手となる人材の育成や、地域コミュニティ活性化のための世代間・多文化交流の場の提供を行っています。

(2) 幸図書館

図書・資料の収集、貸出・返却、レファレンスサービスや読書相談、読書普及活動（おはなし会や時事等を捉えた図書・資料の企画展示等）、市民の課題解決に向けた図書・資料コーナーの設置、障害のある方への対面朗読や郵送貸出サービス、地域資料の収集・提供・企画展示など、地域の状況に応じた取組や子どもの読書活動推進のための取組などを行っています。

3 利用状況

(1) 幸市民館の利用状況

利用状況は次のとおりです。なお、利用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30（2018）年度の実績としています。

諸室	利用率	
	平日	土日
大ホール	51.6%	84.3%
大会議室	40.7%	72.2%
第1～4会議室	36.2～50.4%	27.5～42.0%
実習室	26.8%	17.1%
料理室	18.1%	23.8%
体育室	86.4%	82.3%
音楽室	42.2%	74.5%
和室	23.0%	21.2%
市民ギャラリー	53.9%	51.3%

(2) 幸図書館の利用状況

利用状況は次のとおりです。なお、利用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30（2018）年度の実績としています。

利用者人数（人）		貸出人数（人）		貸出冊数（冊）			入館者数（人）
				児童書		CD等	
	0-15歳		0-15歳				
10,497	2,135	145,028	27,747	377,612	180,582	2,342	247,146

利用者人数は平成30（2018）年度中に図書館サービス（貸出・予約）を利用した人数

貸出人数は平成30（2018）年度中に貸出した利用者の延べ人数

4 防災上の位置付け

鉄道が全線運行停止するなど、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「帰宅困難者一時滞在施設」に指定されており、滞在する場所として、大ホールを想定しています。また、区本部となる幸区役所庁舎が倒壊・損傷により使用できない場合の代替施設や区災害ボランティアセンターの候補施設等に指定されています。

第3章 これまでの経過

令和元（2019）年度

ア トイレの快適化への対応

トイレの洋式化や臭気の改善などの要望が出ている中、市民に身近な市内6施設を対象に現況調査が行われ、トイレの設置数、施設規模、年間利用者数などの諸条件に基づき、対策の優先順位の検討が行われた結果、早期に対策が必要な施設として、トイレの快適化に取り組むこととしました。

イ 特定天井の対応方針

平成26（2014）年に特定天井の基準を定めた改正建築基準法施行令が施行されたことを受け、令和元（2019）年11月に「川崎市公共建築物特定天井対応方針」が策定され、令和5～7（2023～2025）年度に事業着手することが位置付けられました。

令和2（2020）年度

トイレの快適化に向けた設計・調査

トイレの快適化に向けた設計に着手し、設計の一環でトイレの排水管の調査を行ったところ、一部の配管が腐食して穴が開いていることを確認しました。また、配管ピットがトイレ下部にしかなく、ピット部以外の配管が土に埋まっている「土間配管」となっている箇所があるため、配管の更新には床や書架の撤去・復旧など大掛かりな工事が必要なことが判明しました。

令和3（2021）年度

改修に向けた検討

トイレの快適化や特定天井への対応だけでなく、目視点検や定期点検などの日常的な施設管理において把握している、内装、建具、空調設備、舞台照明設備など様々な部位の劣化状況を踏まえると、施設全体の老朽化状況の把握とそれを踏まえた改善が必要であることから、劣化状況等の調査を行いました。調査結果については、「第4章 各種調査の概要」のとおりですが、構造躯体は、今後100年超の耐用年数を有するという第三者機関の評価がなされ、現在の躯体を活かし、改修に向けた検討を行うこととしました。

令和4（2022）年度

指定管理者制度の導入

令和4（2022）年度に、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定し、多様なニーズや課題への対応に向け、民間事業者の発想やノウハウ等を活用していくため、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入することとし、幸市民館・幸図書館は、改修工事後の導入に向けて取組を進めることとしました。

第4章 各種調査の概要

1 建物の現況調査

外壁は平成26（2014）、27（2015）年度に補修工事を行っており良好な状態でした。一方、建具は錆が見られ、強度が低下していることや内装は天井の染み等が目立つことから、更新が必要な状況でした。

2 構造躯体調査

一般社団法人日本建築センターによる構造体の耐用年数評価では、令和3（2021）年度の評価時点から100年超との結果でした。

3 設備調査

空調・衛生・電気設備は更新されているものと更新されていないものが混在し、竣工時から更新されていないものの多くは劣化が進行している状況でした。

4 舞台設備調査

舞台設備は平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけて更新されているものが多いものの、舞台照明設備についてはLED化されていない状況でした。

第5章 市民意見の聴取

1 聴取の方法

- 地域団体へのヒアリング（実施時期 令和5（2023）年2～3月、団体数 10団体）
- ワークショップ（実施時期 令和5（2023）年4～6月（計3回））

	開催日	場所	検討テーマ	参加人数 (うち小中高生)
第1回	令和5(2023)年4月22日	幸市民館 第1会議室	幸市民館・図書館 を見てみよう！	18名 (8名)
第2回	令和5(2023)年5月27日		ちょっと通いたくなる 秘訣ってなんだろう？	19名 (7名)
第3回	令和5(2023)年6月24日		新しくやりたいことと ルールを考えよう	20名 (10名)

第6章 把握した課題及び参考とした主な市民意見

1 各種調査により把握した課題

調査の結果等により、次のような課題が確認されました。

【施設全体】

項目	課題
トイレ	臭気の問題があることに加え、大部分が洋式化されていない。
照明	大部分の照明がLED化されていない。
設備・建具等	設備や建具等の老朽化が進んでいる。
バリアフリー対策	大会議室等にバリアフリー動線が確保されていない。
浸水対策	帰宅困難者一時滞在施設等に指定されていることから、電力確保等のため、地下1階及び1階の設備等の浸水対策を行う必要がある。

【市民館】

項目	課題
特定天井対策	大ホールの特天天井対策がなされていない。
諸室の利用状況	体育室、音楽室、大ホール等利用率の高い諸室と実習室や料理室など利用率の低い諸室や、定員以下の利用が多い諸室がある。

【図書館】

項目	課題
事務スペース	事務室、整理作業室、貸出カウンターが離れていることから作業効率が悪く、運搬動線と利用者動線の交錯による衝突の恐れがある。

2 計画策定の参考とした主な市民意見

地域団体へのヒアリングやワークショップを通して、様々な意見やニーズを把握したことから、「施設全体」、「市民館」、「図書館」に分類し、参考とした主な意見を整理しました。

	機能	参考とした主な意見
施設全体	設備・建具等	・諸室の活動を外から見るができるよう、部屋をパーティションやガラス張りにするか、壁等で区切らず広間にしてほしい。
	照明・内装	・館内が全体的に暗いので照明・内装を明るくしてほしい。
	入口・ロビー・通路	・通路の壁をなくして開放感を出してほしい。 ・館内が複雑で利用しづらいので動線を分かりやすくしてほしい。 ・玄関ホールや通路を活用してほしい。 ・区役所側にも出入口を設置してほしい。
	バリアフリー	・大会議室入口など対策が必要な場所がある。
	トイレ	・照明を明るくしてほしい。 ・図書館と中庭の一体利用のために位置を変えてほしい。 ・洋式化してほしい。
	フリースペース	・大人も子供も喋ったり勉強したりできる自由な場がほしい。
	事務室	・事務室を開放的にしてほしい。
	案内サイン	・館内の案内サインが分かりにくい。
市民館	その他	・階段を分かりやすい位置に移動してほしい。 ・館内のどこでも図書館の本を読めるようにしてほしい。 ・飲食できるスペースがほしい。 ・多様なイベントを開催してほしい。 ・子連れでも使いやすくしてほしい。
	大ホール	・楽屋の内装が汚いため改修してほしい。
	会議室	・会議できる場所を増やしてほしい。
	体育室	・体育室を広くしてほしい。
	料理室	・料理室の設備を更新してほしい。
	和室	・和室で横になりながら読書したい。
図書館	児童室	・児童室が広すぎるので規模の適正化をした方がよい。
	その他	・部屋を統合して多目的化してほしい。
	閲覧席	・席を増やしてほしい。 ・雑誌・新聞コーナーを広くしてほしい。
図書館	その他	・会話ができる場所、中高生が勉強できる場所がほしい。 ・壁をなくすことにより図書館スペースを広くしてほしい。 ・談話コーナーを広く明るく自由な空間にほしい。

第7章 基本理念（コンセプト）と基本方針

1 基本理念（コンセプト）

今回の幸市民館・幸図書館の改修に当たり、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、多くの市民に愛され利用され続けるために、市民の学びを支え続ける生涯学習拠点とします。

また、各種調査により把握した課題や市民意見を踏まえ、居心地のよい施設づくりや、人と人をつなげるコミュニティ創出の場として、だれもがふらっと立ち寄り、仲間づくりや、地域への愛着を育むことのできる「いいこの場」をめざします。

本改修における基本理念（コンセプト）を次のとおりとします。

多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこの場”

2 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を次のとおりとします。

(1)気軽にふらっと立ち寄れる“サードプレイス”

明るく開放的な空間とし、入りやすい雰囲気づくりやわかりやすいレイアウトを行うことで、これまで利用していなかった人もふらっと立ち寄って自由に過ごせる場をめざします。

(2)多世代が集まり自由に過ごす“集いの場”

利用しやすい空間づくりや多世代の意見等を取り入れたルールづくりを行い、若い世代を含めた多様な世代が集まることで施設の活性化を図り、幅広い世代に利用される場をめざします。

(3)区民や地域団体が集まり交流する“仲間づくりの場”

交流しやすい空間づくりや職員を介したつながりづくりにより、区民や地域団体が話し合いや交流を行い、仲間づくりや地域づくりができる場をめざします。

本計画と「今後の市民館・図書館のあり方」との関係

今後の市民館・図書館のあり方

10年後の未来に向けて

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

「学びと活動を通じたつながりづくり」

行きたくなる市民館・図書館
～利用及び参加の更なる促進～

まちに飛び出す市民館・図書館
～身近な地域に立脚した取組の推進～

地域の“チカラ”を育む
市民館・図書館
～地域資源や担い手づくりの推進～

川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画

【基本理念】（コンセプト）

多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこの場”

【基本方針】

気軽にふらっと立ち寄れる
“サードプレイス”

多世代が集まり自由に過ごす
“集いの場”

区民や地域団体が集まり交流する
“仲間づくりの場”

施設整備の考え方（第8章）

事業・サービスの考え方（第9章）

第8章 施設整備の考え方

1 施設整備の考え方

開館から更新していない設備等が多くあり、大ホールの特定天井などの安全面にも課題があることから、施設の継続運営に当たり、早急に対策を講じる必要があります。

一方で、立地や利用状況を踏まえると、周辺の公共施設との複合化を含めた「資産保有の最適化」の余地があると考えられますが、周辺施設の築年数や近年の改修工事等の状況に鑑みると、周辺施設と一体となった最適化については、改修等のタイミングの合う施設が少なく、十分な効果が見込めない状況です。

こうしたことから、単体で、施設の継続運営のための設備等の修繕や安全・安心に係る対応、脱炭素化への対応、諸室の機能・規模の適正化など、目標耐用年数を念頭に置いた必要な改修を行うこととします。

なお、周辺施設も含めた最適化については、本市において検討を進めている「地域ごとの最適化」や「ホール機能の最適化」を踏まえつつ、将来の社会環境の変化や各施設の更新・大規模な改修等の時期なども勘案し、検討を進めていきます。

施設整備に当たっては、次の考え方を基本とします。

(1) 安全・安心で利用しやすい施設

大ホールの特定天井対策、老朽化した設備等の更新、トイレの快適化や安全に利用できる位置に出入口を移設するなど安全・安心で利用しやすい施設とします。

(2) 明るく開放的な施設

開口部から中庭などの光を取り入れる配置とするなど明るく開放的な施設とします。

(3) フレキシブルな利用ができる施設

諸室の機能・規模の適正化や多目的化を行い、学習や飲食など自由に利用が可能なラウンジの設置や2階にも書架や座席を配置するなどフレキシブルな利用ができる施設とします。

2 整備内容

(1) 大ホールの特定天井対策

大ホールの天井が特定天井に該当することから、「川崎市公共建築物特定天井対応方針」に基づき、天井は吊らず、鉄骨などを用いて構造躯体に緊結し、建物と天井を一体化する準構造化の手法により対策を行います。

(2) 設備・内装等の更新

継続して利用が可能なものは引き続き使用し、老朽化の状況等を踏まえ更新を行います。

(3) 照明のLED化

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、照明のLED化を行います。

(4) トイレの快適化

臭気の原因となっている老朽化した排水管の更新を行うとともに、洋式化等によりトイレの快適化を行います。

(5) 諸室の機能・規模の見直し

利用率や利用実態を踏まえ、諸室の機能・規模の見直しを行います。

(6) 諸室等の配置の変更

多様な市民意見への対応や効率的に運営を行うため、事務室を1階に配置する、階段をわかりやすい位置に配置するなど、諸室等の配置変更を行います。

(7) 浸水対策

浸水の恐れのある箇所に止水板を設置し、屋外の非常用発電機等については、基礎の高上げを行います。

(8) バリアフリー対策

大会議室前や区役所への通用口等にバリアフリー動線が確保されていないため、スロープの設置などの対応を行います。

3 機能・規模の考え方

利用状況を踏まえた規模の適正化を実施するとともに、施設機能の多目的化を行います。また、明るく開放的で居心地の良い空間づくりを行うことにより、多様な市民意見に対応していきます。

市民館	今回の改修における考え方
第1～4会議室	30人以下の利用が82%を占めることから、 30人定員の部屋を4室確保し、可動間仕切りを開放することにより定員60人程度で利用ができる機能を確保
実習室	利用状況などを踏まえ、多目的化するとともに 規模を適正化
料理室	利用状況などを踏まえ、利用実態に合わせた設備を確保した上で 規模を適正化
和室	利用状況などを踏まえ、利用実態に合わせた設備を確保した上で 規模を適正化
児童室	利用状況や他の市民館の面積を踏まえ、 規模を適正化
市民ギャラリー	作品が利用者の目に触れやすい位置に配置 するとともに、利用に合わせて フレキシブルに活用可能なスペース とする。
大ホール、大会議室、体育室、音楽室	機能・規模の適正化の余地はあるものの、構造的な観点や周辺の諸室の配置状況から抜本的な改修は困難であること等により、 現在の機能・規模を維持

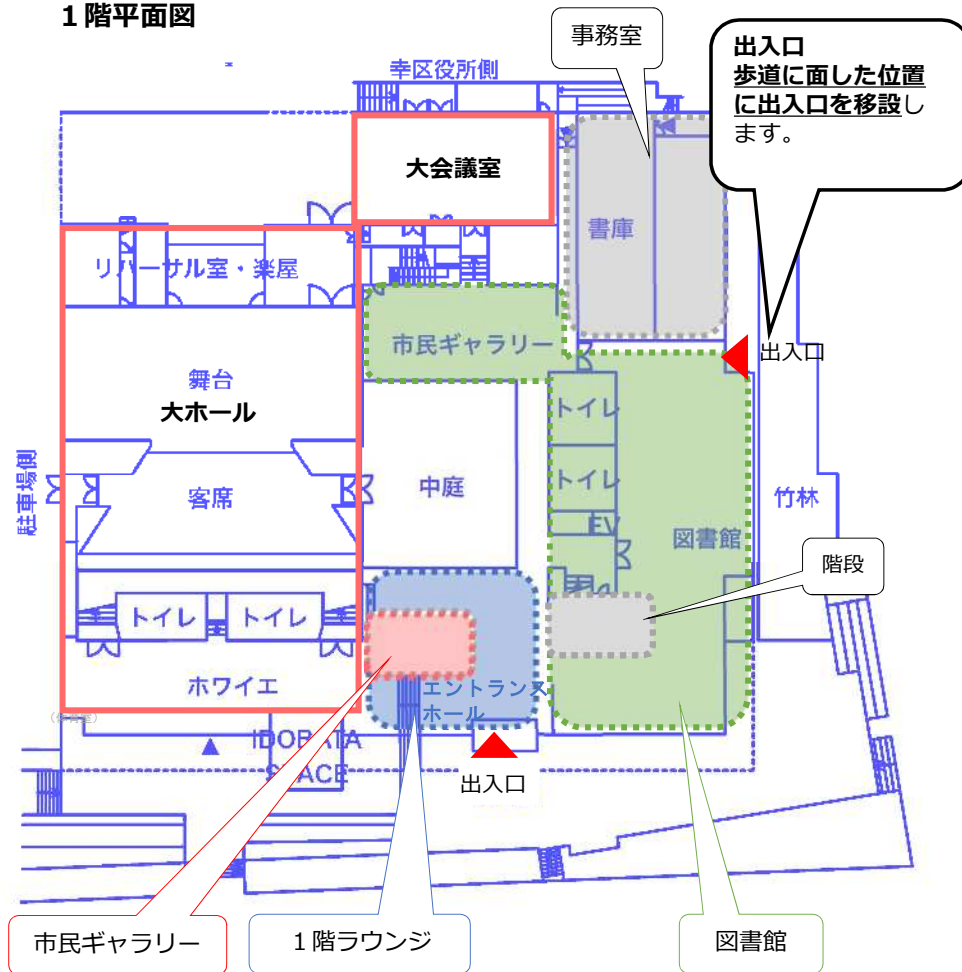
図書館	今回の改修における考え方
開架スペース 閲覧スペース	・1階と2階に書架を配置した上でスペースを拡充 ・1階は児童図書を中心に配置し、トイレの移設により、1階フロア全体に連続性を持たせ、明るく開放的な空間とし、子どもたちがのびのびと過ごせる空間とする。 ・2階には静かな環境で読書に集中できる部屋としてサイレントスペースを設置 ・多目的な利用が可能なラウンジ等と合わせて、既存と同等以上の席数を確保 ・施設内の様々な場所や利用していない諸室で、閲覧や学習を可能にするなどフレキシブルな活用を行う。
閉架スペース	蔵書は、 既存と同等の蔵書数を確保

その他	今回の改修における考え方
事務室	現在1階と2階に分かれている事務機能を集約し、効率的な管理運営を行うとともに、来館者にわかりやすい配置とするため1階に配置
談話コーナー	新たにラウンジとして設置し、会話が可能で、 学習や飲食など多目的に利用が可能な空間 とする。
玄関ロビー	市民ギャラリーやラウンジを配置すること等により、 誰もが気軽に立ち寄れる賑わいのある空間 とする。
中庭	テーブルやベンチを配置することなどにより 会話・飲食や読書が行える開放的な空間 とする。
区役所側通用口	歩道に面した安全な位置に出入口を移設

4 諸室の配置計画

「1 施設整備の考え方」及び「3 機能・規模の考え方」を踏まえ、次のとおり諸室の配置計画を作成しました。

1 階平面図



1 階ラウンジ

Before



広い空間だが、有効活用されておらず全体的に暗い。また、階段の位置が分かりにくい。

After



出入口の目の前に新たにラウンジを配置し、会話や飲食など自由に利用が可能な明るく開かれた空間とする。

また、新たに設置する2階部分の図書館機能とつながりを持たせるため、わかりやすい位置に階段の架け替えを行う。

中庭

Before



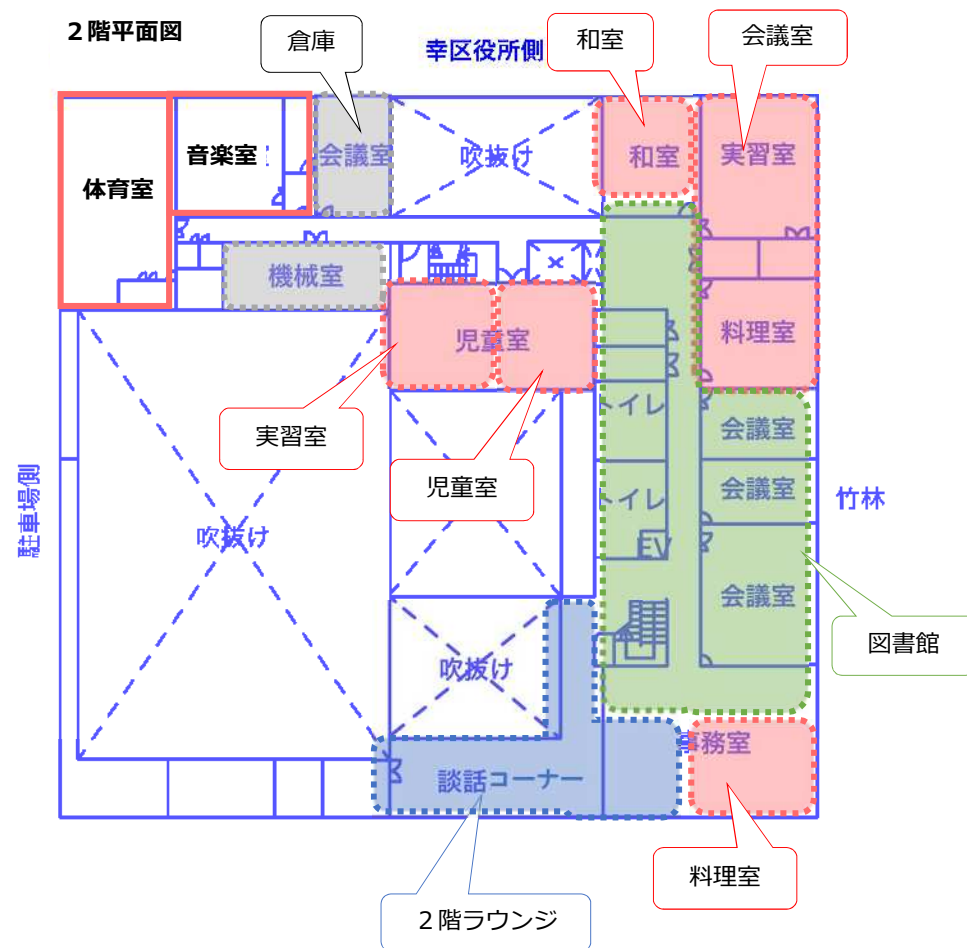
広い空間だが、イベント時以外は利用されていない。

After



テーブルやベンチの配置などにより、外で休憩や読書ができる空間づくりを行い、有効活用を図る。

※図面にある室名は、現況のものであり、吹き出しが新たな配置計画です。
 なお、大ホール、大会議室は現在の機能・規模を維持します。
 諸室の配置計画は今後の検討により変更が生じる可能性があります。



2階廊下

Before



暗く、壁に囲まれており閉鎖的な印象がある。

After



2階にも書架を配置し、利用されていない市民館諸室で読書や学習ができるようにする。
また、静かな環境で読書ができるサイレントスペースを2階に配置する。

2階ラウンジ

Before



静かで仕切りがないため会話がしにくい雰囲気であり、全体的に暗い。

After



ブースや椅子などを配置し、学習や飲食など自由に利用が可能な明るく利用しやすい空間とする。

※図面にある室名は、現況のものであり、吹き出しが新たな配置計画です。
なお、 の体育室、音楽室は現在の機能・規模を維持します。
諸室の配置計画は今後の検討により変更が生じる可能性があります。

第9章 事業・サービスの考え方

「第7章 基本理念（コンセプト）と基本方針」に基づき、次のとおり、新しい施設の事業・サービスの考え方を整理しました。引き続き、令和2（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」と整合性を図りながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等について検討を行います。

なお、改修後は、指定管理者制度の導入を予定しており、民間のノウハウ等を活用しながら、市民サービスの充実に努め、利用者の視点に立った管理運営・社会教育振興等を進めます。

1 学びと活動を通じたつながりづくり

市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機付けを図りながら、地域に暮らす様々な人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進します。「今後の市民館・図書館のあり方」で示した「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館の実現をめざしたサービスを推進します。

2 幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進

学びと気づきの多様なきっかけづくり、つながりづくりや地域の賑わいを創出するため、あらゆる世代に向けた学びの機会の提供や、多世代が利用しやすい環境づくりを進め、これまで施設を利用していない利用者を含む幅広い利用者層に向けた情報発信や、魅力ある事業・サービスを推進します。

3 市民を主体とした利用しやすいルールづくり

市民が利用しやすい環境づくりに努め、居心地の良い魅力ある空間づくりや利用ルールの検討を進めます。市民館・図書館が一体となった施設という特性を活かし、市民がふらっと立ち寄り、地域のつながりや賑わい、地域への愛着を生み出す、地域の文化・交流拠点として、市民が気軽に集える居場所づくりを推進します。

4 多様な主体と連携した地域の課題解決につながる取組の推進

市民館・図書館はまちづくりの拠点としての役割が強く期待されているため、多様化・複雑化する地域課題の効果的な解決に向けて、関係機関や地域の人材・団体等の多様な主体と緊密な連携関係を構築することにより、市民とともに地域の課題解決につながる取組を推進します。

令和5（2023）年4月～6月のワークショップの様子



ポスターセッションの様子



グループでの意見交換

第10章 整備スケジュールと今後の検討事項

1 整備スケジュール

工事関係では、令和7（2025）年度末まで実施設計を行い、令和8（2026）年度後半から改修工事に着手する予定であり、令和10（2028）年4月の供用開始をめざします。

運営関係では、工事期間中の運営や代替機能等の検討を行うとともに、指定管理者制度の導入に向けて条例改正や指定管理者募集などの準備を行っていきます。



2 今後の検討事項

工事期間中は館運営ができないため、その間の対応について検討を行います。

(1) 幸市民館

- 代替施設の確保が困難であることから、ホール、会議室、体育室や音楽室などの教養室の貸館業務は休止
- 学級や講座等の社会教育振興事業は、区民の生涯学習の機会を継続して確保するため、区内の他施設やオンラインなどによる事業を実施

(2) 幸図書館

- 他の図書館の利用を案内するとともに、現地周辺において、予約本の貸出、返却本の受取や利用者登録を実施

(3) 課題

- 図書資料（約15万冊）や備品（ピアノや卓球台等）の保管場所の確保が必要
- 利用団体や図書ボランティアの活動継続の支援が必要
- 職員の執務スペースの確保が必要

社会教育委員の連絡協議会及び委員等の選出について

1 全国社会教育委員連合

概 要

全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的として設立されています。

構 成

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員等の団体
- (2) 賛助会員 事業に協力し、援助する個人又は団体
- (3) 維持会員 社会教育委員で、この法人の維持のため金品などを寄付した者

※川崎市は正会員

※法人に役員（理事、監事）を置くこととされ、役員については、総会の決議によって選任することとされています。

令和 6 年度の会議等予定

名称：第 66 回全国社会教育研究大会 茨城大会

（関東甲信越静社会教育研究大会 茨城大会と合同開催）

日程：令和 6 年 10 月 23 日～25 日

場所：10 月 23 日 茨城県水戸生涯学習センター（水戸市三の丸 1-5-38）

10 月 24 日～10 月 25 日 水戸市民会館（水戸市泉町 1-7-1）

2 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

概 要

社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として設立されています。

構 成

関東甲信越静地区の11都県および東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等、ならびに政令指定都市の社会教育委員の会議等をもって構成しています。

理事は、各都県・東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等および政令指定都市の社会教育委員の会議等の会長等、ならびにそれらの事務局長等をもって構成しています。

令和6年度の会議等予定

名称：第55回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会
(全国社会教育研究大会 茨城大会と合同開催)

日程：令和6年10月23日～25日

場所：10月23日 茨城県水戸生涯学習センター（水戸市三の丸1-5-38）
10月24日～10月25日 水戸市民会館（水戸市泉町1-7-1）

3 指定都市社会教育委員連絡協議会

概 要

指定都市社会教育委員相互の連携を図るため、各都市から協議題が提出され、議論がなされています。

令和6年度の会議等予定

名称：令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び指定都市社会教育委員連絡協議会

日程：令和6年7月5日

開催方法：Zoomを使用したWeb開催

4 神奈川県社会教育委員連絡協議会

概 要

神奈川県市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的として設置されています。

構 成

神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成しており、役員（会長、副会長、理事）を置くこととされています。

※川崎市については、理事2名及び幹事1名を選出（このうち社会教育委員から理事2名を選出する必要があります。また、理事2名は令和7年度関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会の実行委員を兼任することになります。）

令和6年度の会議等予定

	日程	場所	主な内容（予定）
総会	令和6年6月10日（月） ※開催済み	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・事業報告及び会計報告 ・事業計画案及び予算案 ・役員について ・令和7年度関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について 等
理事会	令和6年5月13日（月） ※開催済み	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・全国社会教育委員連合表彰者候補の選考 ・令和7年度関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について 等
	令和6年10月7日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・令和6年度の実施事業について 等
	令和7年3月18日（火）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・令和6年度の実施事業について 等
研修会	令和6年9月2日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	テーマ「地域の教育力向上のためにそれぞれができること」（仮）
地区研究会	令和6年11月2日（土）	海老名市	検討中
	令和7年2月17日（月）	大磯町	検討中

※上記以外に令和7年度関東甲信越静社会教育研究大会の実行委員会が3回程度開催予定

※令和7年度関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について

開催日 令和7年11月20日（木）・21日（金）

開催地 検討中

5 大ホール優先申請利用調整会議

趣 旨

教育委員会が特に優先して受け付けることが必要であると認める事業（優先申請対象事業）について、一般利用申請との公平の観点から、優先申請利用調整会議を設置しています。

市民館大ホール優先申請利用調整会議要領に基づき、**社会教育委員から委員 1 名を選出する必要があります。**

令和 6 年度の会議予定

	日程	場所
第 1 回	令和 6 年 4 月 2 4 日（水） ※開催済み	高津市民館
第 2 回	令和 6 年 7 月 2 5 日（木）	高津市民館
第 3 回	令和 6 年 10 月下旬	未定
第 4 回	令和 7 年 1 月下旬	未定